第１７号議案

　　品川区手数料条例の一部を改正する条例

　上記の議案を提出する。

　　令和６年２月２０日

　　　　　　　　　　　　　　　　　品川区長　　森　　澤　　恭　　子

　　　品川区手数料条例の一部を改正する条例

　品川区手数料条例（平成１２年品川区条例第５号）の一部を次のように改正する。

　別表⑴の表中「総務部関係」を「企画経営部関係」に改める。

　別表⑵の表１１の項事務の欄中「第１２０条第１項」の次に「、第１２０条の２第１項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部または一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同項名称の欄中「戸籍の全部・個人・一部事項証明書交付手数料」を「戸籍証明書交付手数料」に改め、同項金額の欄中「戸籍の全部・個人事項証明書」を「戸籍証明書」に改め、同表１２の項事務の欄中「第１２０条第１項」の次に「、第１２０条の２第１項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部または一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同項名称の欄中「除籍の全部・個人・一部事項証明書交付手数料」を「除籍証明書交付手数料」に改め、同表中１３の項を１３の５の項とし、１２の項の次に次の４項を加える。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| １３　戸籍法第１２０条の３第２項の規定に基づく戸籍電子証明書提 | 戸籍電子証明書提供用識別符号発行手数 | １件につき４００円 | 発行申請のとき。 |
| 供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成１４年法律第１５１号）第７条第１項の規定により同法第６条第１項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第１項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行および戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本もしくは抄本または戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。） | 料 |  |  |
| １３の２　戸籍法第１２０条の３第２項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関 | 除籍電子証明書提供用識別符号発行手数料 | １件につき７００円 | 発行申請のとき。 |
| する法律第７条第１項の規定により同法第６条第１項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行および除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本もしくは抄本または除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。） |  |  |  |
| １３の３　戸籍法第１２０条の６第１項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付 | 届書等情報内容証明書交付手数料 | １通につき３５０円 | 交付申請のとき。 |
| １３の４　戸籍法第１２０条の６第１項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものの閲覧 | 届書等情報内容閲覧手数料 | 閲覧人１人届書等情報の内容を表示したもの１件につき３５０円 | 閲覧のとき。 |

　別表⑸の表６０の３の２の項および６０の３の３の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令」に改め、同表６０の４の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表６０の５の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改め、同表６０の６の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表６０の７の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

　　　付　則

　この条例は、令和６年３月１日から施行する。ただし、別表⑴の表および別表⑸の表の改正規定は、同年４月１日から施行する。

　（説明）戸籍法が改正されたことに伴い、本籍地以外での戸籍証明書等の申請に係る手数料を定めるほか、組織改正等に伴い規定を整備する必要がある。